

運用開始予定日が
決まりました！

令和7年5月23日（予定）から 盛土規制法の運用がはじまります

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用開始に伴い、

現行の宅地造成等規制法の許可申請及び

都市計画法に基づく開発許可申請は、

令和7年3月14日16:00～令和7年5月22日まで
(予定)

申請受付を一時休止します

※なお、盛土規制法の許可申請にあたっては、令和7年5月23日（予定）以降に住民へ事前周知を行う必要があります。

建築確認申請等に伴う

開発行為及び宅地造成工事許可非該当の判定は、

令和7年4月30日16:00をもって

申請受付を終了します

令和7年5月23日（予定）以降、建築確認申請等に伴う開発行為及び宅地造成工事許可非該当の判定は、都市計画法施行規則第60条証明書、盛土規制法施行規則第88条証明書を交付する手続きに替わる予定です。（いずれも手数料が必要となる予定です。）



手続き方法は現在検討中であるため、決まりしだい、開発調整課のホームページでご案内いたします。

みなさまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

開発調整課	審査指導第一係 (青葉区・泉区)	022-214-8344
	審査指導第二係 (宮城野区・若林区・太白区)	022-214-8319

〒980-8671
仙台市青葉区二日町12-34
二日町第五仮庁舎7階
(オンワード樺山仙台ビル)